三　プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリップトレイその他の容器

四　ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

五　ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

六　六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）

七　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第二条の七　法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

［条を削る。］